

人間総合科学研究科教育学専攻修士学位論文審査基準

(審査体制)

修士論文の審査等を実施するために設置する学位論文審査委員会は、主査 1 名と 2 名以上の副査で構成する。

- ① 主査は、当該専攻における研究指導担当教員とする。
- ② 主査、副査は修士以上の学位を有する者とする。ただし、副査については修士以上の学位を有していない者を例外的に 1 名まで認めることができる。
- ③ 副査は、研究科の構成員 2 名以上を含むものとし、必要がある場合は、専攻教育会議が認めた研究科外の適任者を加えることができる。
- ④ 研究科外の適任者の数は、本研究科選出の主査及び副査の数を上回らないものとする。

(評価項目)

- ① 関連分野の国内外の研究動向及び先行研究の把握に基づいて、教育学分野における当該研究の意義や位置づけが明確に述べられていること。
- ② 教育学分野の発展に寄与するオリジナルな研究成果が、修士論文に相応しい量含まれていること。
- ③ 研究公正についての十分な知識に基づき、研究結果の信頼性が十分に検証されていること。
- ④ 研究結果に対する考察が妥当であるとともに、結論が客観的な根拠に基づいていること。
- ⑤ 研究の背景、目的、方法、結果、考察、結論等が、当該分野の修士論文に相応しい形式にまとめてあること。

(評価基準)

筑波大学大学院学則に規定された要件を充足した上で、学位論文が上記の評価項目について妥当と認められ、かつ、最終試験で合格と判定されること。